



障害のある人が「ごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会を実現するためにも」職業による自立を支援することは大切なことです。

来月4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げられ、障害者優先調達推進法がスタートするなど、法による障害者就労への環境整備も押し進められています。

島内では、南あわじ市を含む自治体や関係施設などでつくる「淡路障害者自立支援協議会」が組織されて障害者就労についての課題に取り組んでいます。

- 1** 働きたいけれど、何から始めれば良いかわからないときに相談できる機関として「ハローワーク」、就業面と生活面の一体的な相談支援を行う「障害者就業・生活支援センター」、地域の相談に応じる「相談支援事業所」、そして「市役所」などがあります。
- 2** 就業に向けて自分にあつた仕事をやりたい人には、ハローワークを通じて「地域障害者職業センター」でカウンセリングや職業評価を受けることができます。
- 3** ハローワークや障害者就業・生活支援センターを通じて「職業訓練や就労体験」をすることもできます。
- 4** 企業で働き続けることがで

きるかどうか試したい人向けに「トライアル雇用」、職場に適應できるかどうか不安な人には人的支援が受けられる「ジョブコーチ支援」、精神障害の人向けに不安を軽減するために短期間就労から始める「ステップアップ雇用」などがあります。それぞれハローワークで相談できます。

◆障害者を雇用する事業主への支援としては「特定求職者雇用開発助成金」など、さまざまな助成制度があり、これらもハローワークを通じて知ることができます。

雇用する立場での考え方について(紹介)

障害者雇用による生産性の向上や職場生活の向上は、障害者を取り巻く環境や条件によつて決まるのが大きいと言われています。

障害をマイナスとして捉えるのではなく、環境を整えたり工夫することで、その能力が発揮できるようプラスに転じる

という考え方が必要です。「できない」からダメではなく、「できる」ように工夫することが大切です。

得意面を磨く支援をすることや、同僚の理解と協力など、認め合つていく職場の人間関係、会社全体で応援する風土も大切です。

工夫や周囲の働きかけ・配慮によつて、障害があつても働きやすい環境となり、生産効率も上がり、会社の一員としての戦力となります。

就労を望む本人の意欲と努力とともに雇用する側の前向きな理解と行動、環境づくりが求められます。さらに、両者の立場に立つて就労を支援する関係機関の連携・サポート体制が円滑に行われることで、障害のある人の就労がうまくいくこととなります。

島内では、淡路障害者自立支援協議会の下記の機関や事業所が連携を図っています。

- ◎相談・支援機関
- ◆ハローワーク洲本 ☎22・0620
- ◆淡路障害者就業・生活支援センター ☎33・1192
- ◆南あわじ市 福祉課 ☎44・3002
- ◎相談支援事業所
- ◆淡路障害者生活支援センター ☎26・0525
- ◆淡路聴覚障害者相談支援事業所 ☎26・1008
- ◆南あわじ市社会福祉協議会 ☎42・4966
- ◆五色精光園相談支援事業所 ☎33・1192
- ◆あわじ障害者相談支援事業所 ☎43・2155
- ◆フローラすもと ☎22・5448



障害のある人の就労について

就職に向けての支援と働く環境づくり

相談・支援機関と制度、障害者雇用の考え方について紹介します

小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化になじむことができず、いじめが増したり不登校になったりする「中一ギャップ」が問題となっています。その解消のために、市内では小中学校連携を進め、中学校教師による小学校への出前授業や小学6年生の中学校への体験入学などを実施しています。

その一環として、青少年交流の家で2月15日、南淡中学校・

沼島中学校区の小学6年生が、合同授業を行いました。卒業を間近にひかえて、中学校で共に学習する同級生と一緒に学習し、食事や体験活動を行うことで、中学校での新たな学校生活にスムーズに移行できることが期待されます。

当日は、異なった小学校の児童でグループを作り、午前中は「ミステリーフェスティバル」「化学反応」「お散歩飛行機に挑戦!」「松林の植生について」の授業、午後は



▲様々な学校の子とグループを組み、活動を行いました

小学6年生による合同授業

中一ギャップ解消プログラム開発事業



▲餅つきをする参加者

な行事を通して交流することを目的としており、アメリカ、中国、韓国、ペルーの人たちが参加しました。

今回は「陽春を祝う」というテーマの下、日本の伝統的な文化に触れてもらい、日本をよく知ってもらおうと、餅つきをしたり、ひな祭りの飾りを作りました。

中国出身の孫さんは「餅つきという行事は初めて、このような体験ができてうれしいです」と話しました。



▲楽しくひな祭りの飾りを作りました

伝統文化を通じて交流しました

国際交流サロン

収税課からのお知らせ

「納期を忘れとった!」と、ならないために…便利な口座振替を!!

平成24年度より、各種税金等の納期ごとの納付書を1年間まとめてお送りしています。その結果「納期を忘れとった!」と慌てて納付に来られる人がいます。

また、平成25年度より、国民健康保険税の納期が5回から9回(7月から毎月で翌年3月まで)に変更されます。

納期内に納付をいただいていない人には、督促状が送付されます。督促状が配達されて初めて、納期が過ぎていることを知ることになります。督促状には督促手数料が発生し、税金(料)+督促手数料を納付していただくこととなります。

そこで、こんなことのないように、便利な口座振替をご利用ください。

手続きは、最寄の総合窓口センター、もしくは、市内の各金融機関に申込用紙をご用意していますので、お早めに手続きを!!



圖税務課☎43-5022、収税課☎43-5034